

【 参考 】 政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧

区 分 届 出 事 項		政 治 団 体			
		(法3①)	政 党 (法3②)	政治資金団体 (法6の2①)	資金管理団体 (法19①)
設 立 又 は 指 定 届	届 出 期 限	組織の日又は政治団体となった日から7日以内 (法6①)		指定後直ちに (法6の2②)	指定から7日以内 (法19②)
	届 出 義 務 者	団体（又は代表者） (法6①)		政党 (法6の2②)	公職の候補者 (法19②)
	届 出 方 法	郵便等によることなく、文書で (法6①)		文書で (令6①)	文書で (法19②)
	届 出 事 項	・団体の目的、名称、事務所の所在地、活動区域 ・代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者それぞれの氏名、住所、生年月日、選任年月日 ・支部の有無 ・租税特別措置法41条の18の適用の有無 ・国会議員関係政治団体であるときはその旨、1号団体は代表者の公職の種類、2号団体は公職の候補者の氏名及び公職の種類 (法6①)	同 左 政党である旨 (法6①)	政治資金団体となるべき団体として指定した旨 (法6の2②)	・公職の種類 ・団体名称 ・所在地 ・代表者の氏名及び指定年月日 (法19②)
	添 付 書 類	・規約、党則、綱領等団体の目的、組織、運営等を定めたもの ・租税特別措置法41条の18の適用を受ける場合には、国会議員主宰団体等及び政策研究団体は「国会議員氏名届」、後援団体は「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出	・党則、所属国会議員届、承諾書及び宣誓書、宣誓書、得票総数届等 ・支部は政党の状況等に関する届、支部証明書	・政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写し	宣誓書 (法19④)
	提 出 部 数	3 部			全国団体は3部 都団体は2部
	提 出 先	・全国団体は、都選管を經由して総務大臣へ ・都団体は、都選管へ (法6①)	都選管を經由して総務大臣へ (法6①)	直接総務大臣へ (法6の2②)	全国団体は都選管を經由して総務大臣へ 都団体は都選管へ (法19②)
届出事項等の異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・異動の日から7日以内に提出 ・異動事項の新旧（規約・党則・綱領・国会議員氏名届・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知・国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知・被推薦書等の関係書類を含む。）を記載 ・提出部数は全国団体は3部、都団体は2部 ・届出義務者、届出方法は設立届と同様 (法7)			異動の日から7日以内に提出、異動事項の新旧、提出部数等は指定届と同様 (法19③)	
政治団体の解散届及び指定の取消届又はなくなった旨の届	<ul style="list-style-type: none"> ・解散（又は政治団体でなくなった）日から30日以内（国会議員関係政治団体は60日以内）に提出 ・届出事項は団体名称・事務所の所在地・代表者・会計責任者・解散年月日 ・添付書類は当該年の1月1日から解散日までの収支報告書及び領収書等の写し ・国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を添付 ・届出義務者は代表者及び会計責任者であった者 (法17①)		指定の取消し後直ちに (法6の2②)	指定の取消し後又はなくなった日から7日以内にその旨届出 提出部数は指定届と同様 (法19③)	
収支報告書の提出	前年分のすべての収入・支出を翌年3月末日（国会議員関係政治団体は5月末日）までに会計責任者が提出する。提出先は設立届と同様。領収書等の写し及び国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書を添付する。 (法12)	同 左 この他、政党本部及び政治資金団体は監査意見書を添付する。 (法14)		政治団体と同様	

(注) 「法」は政治資金規正法、「令」は政治資金規正法施行令である。